

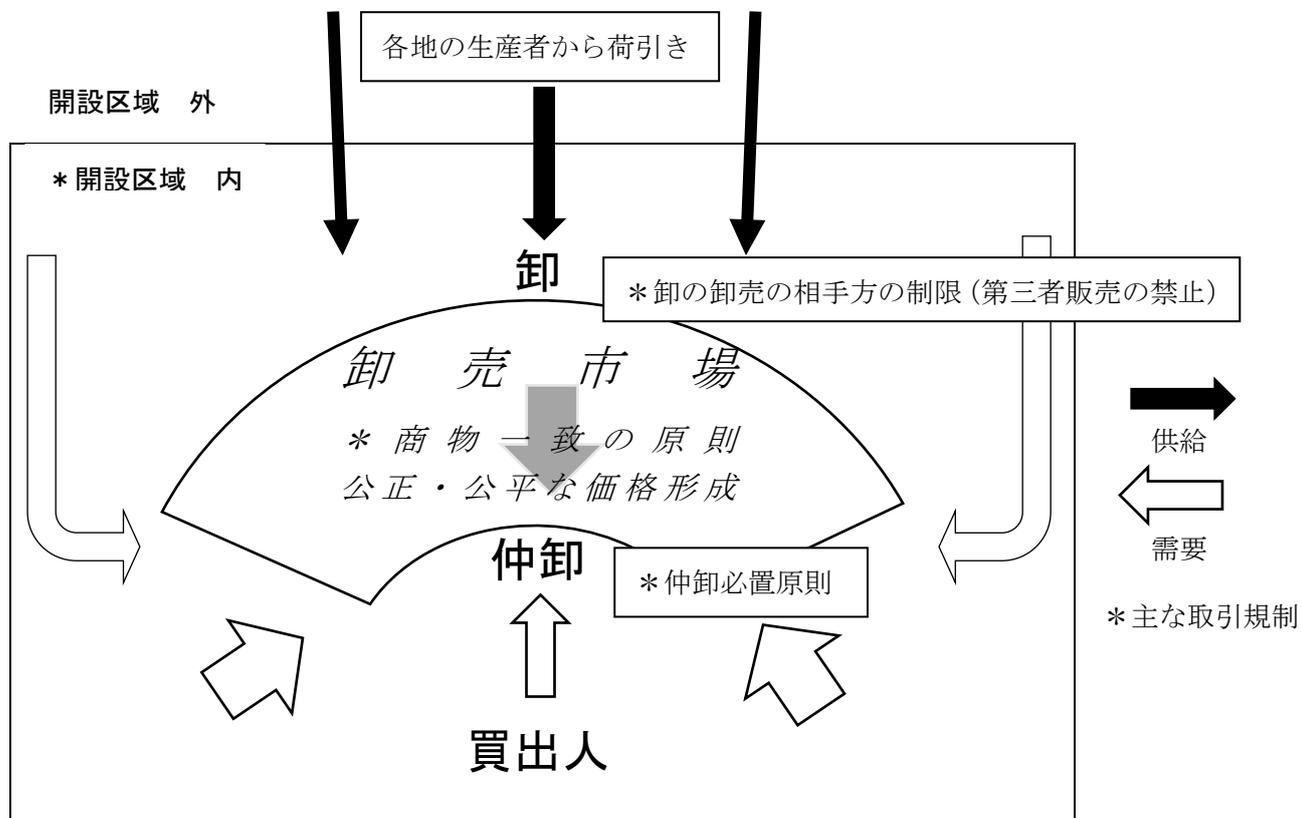
築地市場営業権組合速報 No.4

これまで学習してきたことを当てはめて試みに図にしました。

表と裏の図を比較すると、卸売市場の性質が全く違うと感じませんか？

国の法律と地方自治体の条例に基づいて卸売市場制度は成り立ち、仲卸は在る。ここに異変あり！

【現行の卸売市場法（令和2年6月迄）についての概念図】



- ◆ 開設者である地方自治体は、開設区域を定めて卸売市場を設置するので、卸売市場は、開設区域のための公共施設である。
- ◆ 公共卸売市場における需要と供給を代表する卸・仲卸業者になるためには開設者の許可が要る。
- ◆ 許可を得て営業する者は、卸売市場制度の中で特権的立場を得るため、制度を守るための取引規制に従い業務を行う責務を負う。
- ◆ 集荷（卸）、評価・価格形成・分荷（仲卸）、買出人（消費者）が卸売市場で出会うことで地域の需要と供給に則した公正な価格形成を実現する。
- ◆ 卸売市場制度において仲卸が必置とされ多数存在するのは、地域の様々な需要力を最大限に集め、全集荷物に的確な評価・価格形成・分荷を実現するためにある。
- ◆ よく見るとこの卸売市場制度は、扇形の築地市場の「かたち」そのものだ。

築地市場営業権組合が主催する【築地市場お買い物ツアー】

見過ごされたのれんに基づく営業権、憲法の財産権に立ち問題の根本を問い詰める

毎週土曜日午後1時を予定して築地市場正門前にて、**継続11か月、開催中！**

ぜひ一度お立ち寄りください！市場問題に関心を持つ市民からも熱い支援があります。

ホームページ <https://tsukiji.themedia.jp/> メール eigyouden-tkj@outlook.jp